

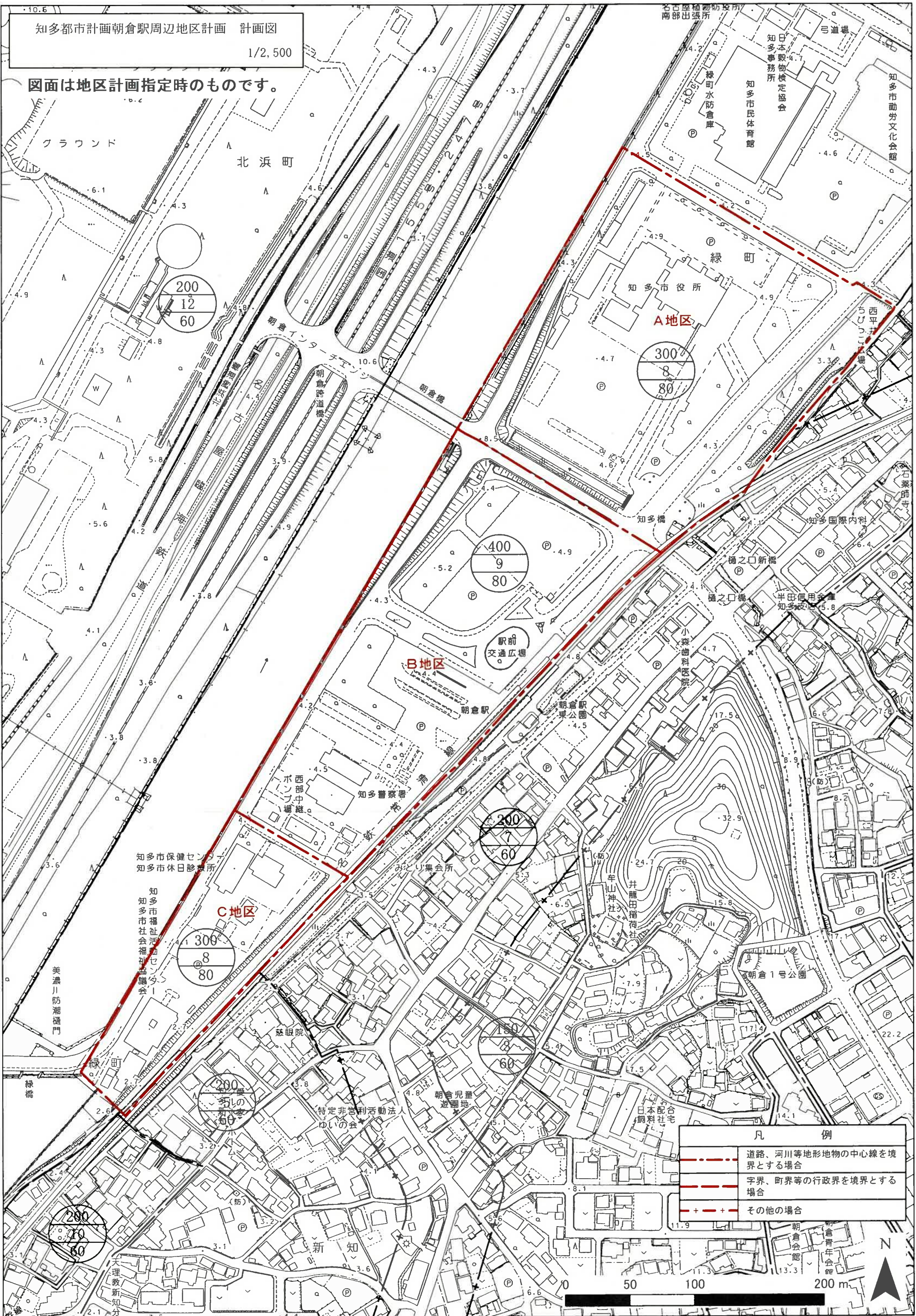
都市計画朝倉駅周辺地区計画

名 称	朝倉駅周辺地区計画
位 置	知多市緑町の一部
面 積	約12.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、自動車専用道路（国道155号）の朝倉インターチェンジにも接続する交通利便性の高い地区であることから、本市の玄関口として商業、業務、文化機能の集積により、高い生活利便性とにぎわいを備えた、活力のあるまちづくりを図ることを目標とする。</p>
区域の整備開発及び保全の方針	<p>土地利用の方針</p> <p>本市の玄関口として3地区に区分し、駅前にふさわしいにぎわい空間の形成と、商業、業務、文化を中心とした宅地の高度利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A地区（北街区） 地区北側のスポーツ・文化施設と連携し、知多市の商業・交流・にぎわい拠点を形成する土地利用を誘導する。 2 B地区（中街区） 駅前広場等の優れた交通結節機能を活かし、知多市の玄関口にふさわしいにぎわいを形成する地区として、公共機能、交流機能が集積した利便性の高い駅前空間を形成する。 3 C地区（南街区） 駅に近接する条件を活かし、良質で快適な居住空間を形成する。
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>各地区において、朝倉駅周辺整備基本構想を実現するための建築物等を計画的に誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A地区（北街区） 商業機能を中心に、にぎわいや憩い・くつろぎの空間を形成するため、建築物等の用途の制限を行う。 2 B地区（中街区） 本市の玄関口にふさわしい宅地の高度利用を促進し、魅力ある駅前空間を形成するため、建築物等の用途の制限を行う。 3 C地区（南街区） 優れた交通条件を活かし、魅力の高い定住拠点を形成するため、建築物等の用途の制限を行う。

		地区の区分	地区の名称	A地区 (北街区)	B地区 (中街区)	C地区 (南街区)
			地区の面積	約5.6ha	約4.9ha	約1.8ha
		建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は建築してはならない		
<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの ② 建築基準法別表第2(へ)項第2号に掲げる工場 ③ 建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫 ④ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 ⑤ 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物の1階部分を、建築基準法別表第2(い)項第1号から第3号の用途に供するもの ② 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第2(へ)項第2号に掲げる工場 ④ 建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫 ⑤ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 ⑥ 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) ⑦ 建築基準法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの 			<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの ② 建築基準法別表第2(へ)項第2号に掲げる工場 ③ 建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫 ④ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 ⑤ 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) 		

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

図面は地区計画指定時のものです。



凡 例	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合

0 50 100 200 m

N